

◆被災者支援の取り組み◆

1 物流事業者と連携した支援物資輸送

国が被災地からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる支援物資などを調達し、民間事業者の協力を得て、緊急輸送する「プッシュ型支援」を実施しました。熊本県をはじめ、物流事業者、自衛隊とも連携し、プッシュ型支援を含め263万食の食料などが輸送され、佐賀県鳥栖市および福岡県久山町の民間の支援物資搬入拠点を経て、支援物資が各避難所などへと運び込まれました。

2 船舶を利用した飲料水の提供や物資の輸送

九州地方整備局の調査観測兼清掃船「海輝」および「海煌」により4月



「海輝」による飲料水の提供

16日から5月2日にかけて、熊本港にて3583名に合計約11万2340ℓの飲料水を提供し、海上保安庁の巡視船も4月16日から5月13日にかけて、熊本港・三角港・八代港にて合計約19万ℓの飲料水を提供しました。また、各地方整備局の船舶が、物資（飲料水、食糧、医薬品、衛生用品など）の輸送のため、別府港、大分港、博多港などの九州各港に相次いで入港しました。さらに、民間フェリー事業者も、熊本港可動橋そば岸壁にて合計約8万7000ℓの飲料水の提供や物資の輸送を行いました。

3 空港における捜索救援などに対する支援

航空機による捜索救援業務を支援するため、管制業務を24時間運用^{※1}、災害派遣医療チーム（DMAT）輸送^{※2}を含め、捜索救援業務や支援物資配送に従事する航空機（自衛隊機、米軍機、民間貨物便）などの運航を支援しました。

4 二次的避難所の確保および生活支援

宿泊関係団体などに対し旅館・ホテルなどへの被災者の受入れ協力を

要請しました。6月16日現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の旅館・ホテルなどに2200名の受入れが決定しています。

また、熊本港・三角港・八代港にて海上保安庁の巡視船による入浴提供（累計6323名）を行った他、大型浚渫兼油回収船も三角港にて入浴提供を実施しました。

避難所のトイレについては、国交省などが巡回・点検し、不具合のあるものは応急措置を実施するなど、避難所のトイレ環境の改善を図りました。

5 建築物の応急危険度判定や宅地の危険度判定

建築物の応急危険度判定や宅地の危険度判定を行う被災自治体を支援するため、全国の地方公共団体などに専門家の派遣要請や、国交省職員などの派遣を行い、建築物については18市町村で5万7570件の判定を実施し、6月4日までに全ての判定を完了しました。

6 応急的住まいの確保

応急仮設住宅については、（一社）プレハブ建築協会に対し、県からの要

請に速やかに対応可能な準備を要請し、16市町村で3025戸の建設に着手し、うち6月16日現在、272戸が完成しています。

民間賃貸住宅については、4月17日に不動産業界団体に対し、提供情報などの協力要請を行い、さらに5月9日に応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの協力を再度要請しました。民間賃貸住宅の空室提供については、県からの協力要請を受けた不動産業界団体において情報提供が進められており、6月15日現在、被災者の申し込みを受けた4291戸が順次提供されています。

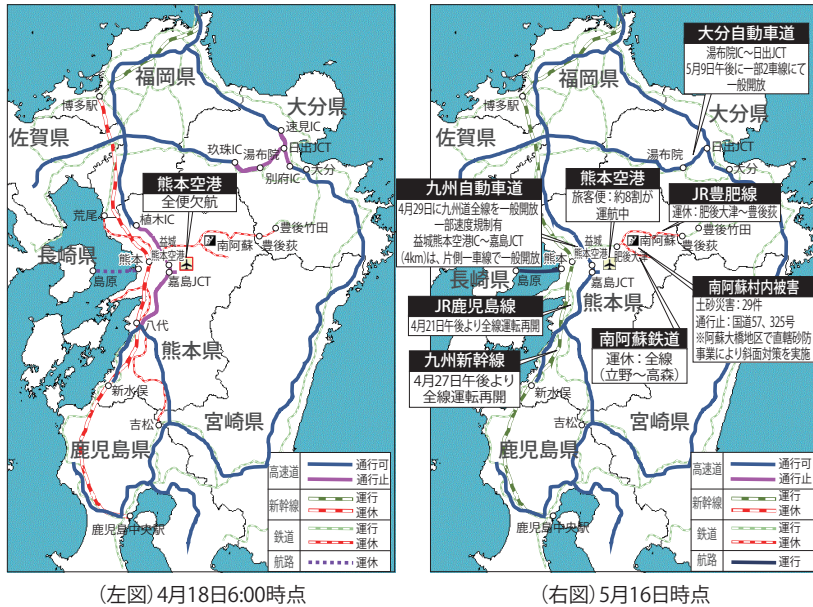
公営住宅などについては、4月18日に全国の都道府県などに、公営住宅などの空き住戸の提供を要請し、6月13日現在、全国で1万1822戸（熊本県内1551戸、熊本県を含む九州全県5645戸）を確保、1543戸（熊本県内860戸、熊本県を含む九州全県1408戸）の入居が決定しています。



建築物の応急危険度判定の様子

主要インフラの復旧状況および大規模被災インフラの復旧

● 図表3 主要インフラの復旧状況 ●



阿蘇大橋付近の斜面崩壊の様子(提供:国土地理院)

熊本地震で被災した主要な交通インフラなどの復旧状況は図表3および19頁のとおりですが、中でも阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号・325号が通行止め、JR豊肥線が運転休止となりました。当該地区においては、新たに国直轄の砂防事業による斜面对策を実施することとした他、5月13日には国道325号阿蘇大橋についても、直轄

代行により整備することを決定しました。また、政府は、熊本地震による災害を大規模災害復興法に基づき非常災害に指定^{※3}、被災地方公共団体が管理する橋やトンネル、道路などの復旧工事を国が代行できるようにしたことから、熊本県からの要請があった依山トンネルを含む県道熊本高森線と、南阿蘇村から要請のあった阿蘇

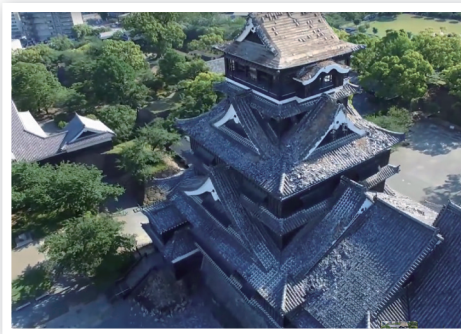
長陽大橋を含む村道柵の木ノ立野線について、国の直轄代行により実施することとし、早期復旧に全力で取り組んでいます。

観光資源の復旧など観光復興への取り組み

観光業においては、旅館・ホテルの施設・設備への直接的被害のみならず、宿泊キャンセルなどによる間接的な被害も発生しています。国交省、観光庁は、資金面の対策や観光需要回復のための情報発信など、関係省庁などと連携して取り組んでいます。

また、熊本城とその周辺も大きな被害を受けましたが、文化庁、熊本市、熊本県などと連携しながら、公園施設の災害復旧事業を支援していく予定です。

こうした九州の観光復興の施策については、5月31日、政府において「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」がとりまとめられました。現在、政府一丸となって、九州の観光復興に向け、迅速に取り組んでいます。



被災した熊本城の様子 (提供:国土地理院、熊本市)

◆ 補正予算 ◆

インフラの復旧や仮設住宅の整備、被災者の生活再建などを後押しするため、総額**7780億円**の補正予算が5月17日に成立しました。

- ※2 熊本空港では4月14日～28日まで24時間運用。大分空港では4月16日～19日まで24時間運用の後、4月22日まで運用開始時間を1時間前倒し。
- ※3 平成28年熊本地震による災害についての非常災害に関する政令(5月10日閣議決定)に基づき指定
- ※4 平成28年熊本地震の激甚災害と指定(4月25日閣議決定)により、公園施設を含む公共土木施設などの災害復旧事業について地方公共団体の費用負担が軽減。